

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
- 別紙「港湾施設点検診断業務特記仕様書」による。

（委託業務箇所）

- 第6条** 本業務の委託業務箇所は、次のとおりとする。
- 別紙「徳島小松島港港湾施設点検診断予定箇所」の記載施設とする。

（委託業務数量）

第7条 本業務の委託業務数量は、次のとおりとする。

別紙「徳島小松島港港湾施設点検診断予定箇所」の記載とするが、当該数量については、概算数量なので、実施後に実施数量で変更を行うこととする。

なお、増減が著しい場合は、監督員と事前に協議を行うこととする。

(交通安全施設等)

第8条 作業時は他の車両、歩行者等の通行に注意し、現場安全の確保に努めること。交通の状況に応じて交通誘導警備員を適宜配置すること。

2 交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

3 各所轄警察署への道路使用許可が必要な場合は、受注者が手続きを行わなければならない。この費用は諸経費に含む。なお、道路使用許可の写しは、許可が取れ次第発注者に提出すること。

(交通誘導警備員)

第9条 交通整理は見込んでいないが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

(海上作業・潜水調査・水深測量について)

第10条 調査箇所は、港則法の適用範囲内での海上作業となるため、徳島小松島港長又は徳島海上保安部長と協議を行い、許可を得てから施行すること。

なお、受注者が手続きを行わなければならない。この費用は諸経費に含む。

2 許可を得る際に指示事項がある場合は、監督員と協議を行ってから実施するものとし、必要と認められる経費は変更契約が出来るものとする。許可申請等に伴い履行期間変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することが出来る。

(警戒船)

第11条 安全監視船は必要日数として3日を見込んでいる。配置船数として、合計3隻(就業8h/日)見込んでいるが、海上保安部等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

2 「警戒船勤務勤務実績表」を作成し、勤務実績が確認出来る資料(勤務伝票の写し等)とともに監督員に1部提出しなければならない。

3 警戒船の船員は、海上保安部が実施している「工事作業警戒船に関する業務講習」を受講したものでなければならない。受講していない船員を使用する場合には、別途協議を行うこととする。

4 警戒船は、船外機を想定しているが、海上保安部等の関係機関との調整により船外機以外の船に変更することが出来る。船員についても1名を想定しているが、船員を増員することが出来る。

(緊急対応について)

第12条 現地点検時に、陥没等の損傷を発見したときは、早急に監督員に連絡をとること。現場等を離れる際は、安全対策をこうじること。

2 潜水調査で、鋼板等に穴が空いている場合は、土砂等が係留施設から抜け出していないかを確認した上で、早急に監督員と連絡をとり、安全対策をこうじること。

3 安全対策に対し、必要と認められる経費については、変更契約出来るものとする。

(引き渡し前の成果物の使用)

第13条 維持管理計画書の策定については、担当職員が行うため、点検診断が終わった港湾施設については、木建築工事設計業務等委託契約書第34条に基づき、完了引渡し前であっても成果品を使用し作成することとする。

(その他)

第14条 上記及びその他疑義が生じた場合には、協議を行った上で決定するものとする。

2 与茂田防潮堤、万代浮棧橋、廃棄物護岸については、早急に点検診断を行うこと。

港湾施設点検診断業務特記仕様書

業務名：R 1 徳土 徳島小松島港（与茂田地区他） 徳・津田他 港湾施設点検診断業務

1. 業務目的

「港湾施設の技術上の基準を定める省令」（以下、省令）の改正及び「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」（H 1 9 国土交通省告示第 3 6 4 号）（以下、告示）により、港湾施設を供用期間にわたって要求性能を満足するよう、計画的かつ適切に維持管理するために必要な「維持管理計画書」の策定が義務づけられた。

本業務は、「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン（平成 2 7 年 4 月）」（国土交通省 港湾局）に基づき施設の維持管理計画書の策定を行うための施設の現地調査を行い点検診断を行うこと。なお、「港湾の施設の点検診断ガイドライン（平成 2 6 年 7 月、平成 3 0 年 6 月一部変更）（国土交通省 港湾局）（以下、「点検診断ガイドライン」）」に基づき施設の点検診断を行うこと。

「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き（増補改訂版）」（財団法人港湾空港建設技術サービスセンター発行（平成 2 0 年 1 2 月）（以下、「手引き」）」等を参考にし、業務を行う。ただし、「点検診断ガイドライン」等は改訂された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

なお、「点検診断ガイドライン」及び「手引き」に記載のない施設等については、協議を行い点検診断の項目等を作成する。

2. 業務内容

(1) 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間 1 回、業務完了時の 3 回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

当初及び最終は、管理技術者が立会するものとする。

(2) 計画準備

本業務の実施に当たり、事前に業務の目的を把握し、業務の手順及び実施に必要な事項を企画立案した業務計画書を作成する。

本業務における関係者と事前に協議を行い、業務計画書に反映すること。

(3) 現地測量

点検施設の維持管理計画書を策定するための図面を作成するため現地測量を行うこと。なお、横断図も作成し、天端高さ等も測量する。なお、作業中に照明灯等など付属施設を確認した場合は、監督員に報告し協議を行うこと。

維持管理計画書を作成するにあたり対象施設の設計図書及び工事完成図書等から必要な事項を抽出し整理する。工事竣工書類、施設台帳、設計資料等、原則として発注者から提供する。それ以外にも必要な数量を収集し整理する。

(4) 現地調査

現地に応じて必要な項目の作業を行うこと。

ア 目視調査（陸上からの踏査）

陸上から目視可能な部材について劣化・損傷状況など目視調査を行い、記録等を整理する。

イ 目視調査（海上からの踏査）

船上にて施設全体の海面上の部材について劣化・損傷状況等の目視調査を行い、記録等を整理する。

なお、調査の際、近くの航路や泊地の水域施設について、レッド等で計測出来る場合は、計測すること。

ウ 潜水調査

潜水土により、海面下の部材について劣化・損傷等の調査を行い、記録する。

エ 肉厚測定

潜水土により、鋼材の一部の付着物を除去後、肉厚測定を行い、記録を整理する。

オ アンカー調査

浮き桟橋等の海面下のアンカー等の部材について劣化・損傷等の調査を行い、記録する。

カ 照明施設点検・記録

照明施設について、「総点検実施要領（案）【道路標識，道路照明施設，道路情報提供装置編】（平成25年2月）」（国土交通省 道路局）に基づき点検・記録する。なお，高所作業車が必要な場合は使用すること。

キ 施設図面作成（陸閘・樋門等）

陸閘・樋門（水門）の維持管理計画書策定に必要な図面を作成するため，現地確認し図面を作成する。

（5）港湾台帳整備

「港湾台帳調整要領」（運輸省港湾局発行（平成6年3月））等を参考に港湾法第四十九条の二に基づく港湾台帳の調整を行うことを目的とする。ただし「港湾台帳調整要領」等は改正された最新のものとする。なお，業務途中で改正された場合はこの限りでない。

ア 資料収集整理

調査を行う施設について，必要な資料を収集整理する。

現在の既存港湾台帳等の発注者が保持している資料は発注者から貸与する。

イ 現地踏査

調査を行う施設について，現地踏査を行い，問題点等を把握する。

測量や土地等の登記簿及び登記図面等の調査が必要な場合は，監督員と協議を行い必要な場合は調査を行うこと。簡易測量は，現地踏査で行うこと。

ウ 区域平面図作成

港湾法施行規則第十四条の規定により区域平面図は五万分の一以上の平面図にて作図する。なお，平面図は国土地理院発行の地形図を用いる。

縮尺については，五万分の一とするが，監督員と協議を行った上決定すること。

港湾区域，臨港地区，港湾隣接地域，港則法に基づく港の区域，河川法第三条第一項に規定する河川区域，海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域，漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定に指定される漁港の区域の7項目とする。

エ 施設位置図作成

港湾法施行規則第十四条の規定により施設位置図は一万分の一以上の平面図にて作図する。なお，平面図は国土地理院発行の地形図を用いる。

縮尺については，二千五百分の一とするが，監督員と協議を行った上決定すること。

オ 帳簿作成

港湾法施行規則第十四条の規定に基づく第五号様式を港湾台帳調整要領に基づき，業務で得られた資料等で作成する。

カ 照明施設台帳作成

現地調査で調査した照明施設の台帳を作成し，点検記録標も作成する。

（6）報告書作成

維持管理計画書を策定出来るように各施設ごとに調査目的，調査内容，調査結果を基に港湾施設の点検診断を行うこと。なお，修繕設計の資料と使用できるように整理して報告書を作成する。

3. 成果品

共通仕様書に基づく成果品等を提出するにあたり，当該業務は，電子納品対象外であるが，電子納品にて提出するものとする。報告書の印刷・製本は2部とし，電子納品は正・副合わせて2枚とする。

現地点検診断の報告については，各施設ごとにA4チューブファイルに製本を行い，電子データも作成する。提出部数についてはA4チューブファイルを1部，電子データを2部とする。

なお，別途監督員が必要と判断した場合は，協議を行った上で提出するものとする。

4. その他

維持管理計画書を策定を担当者が行う予定である。策定の際，疑義が生じた場合は早急に対応し，策定に協力すること。

また，上記及びその他疑義が生じた場合には，協議を行った上で決定するものとする。

徳島小松島港港湾施設点検診断予定箇所

| 港湾名 | 地区名 | 国・県 | 施設番号 | 施設名 | 種別 | 種類 | 構造形式 | 調査 | 延長 | 一般定期点検 | | | | 備考 |
|--------|--------|-----|--------------------|--------------|----------|-------|------|----|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| | | | | | | | | | | 陸上目視 (m2) | 海上目視 (m2) | 電位測定 (箇所) | 潜水調査 (m2) | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | B-3-19 | 与茂田西防潮堤 | B外郭 | 防潮堤 | 直立式 | | 253.0 | 253.0 | 145.8 | ---- | 64.8 | |
| 徳島小松島港 | 万代中央地区 | 県 | C-5-4 | 万代中央浮さん橋 | C係留 | 浮棧橋 | | | 15.0 | 75.0 | 88.0 | ---- | 75.0 | アンカー2箇所 |
| 徳島小松島港 | 沖洲外地区 | 県 | K-1-1 | 外周護岸 (A) | K廃棄物処理施設 | 護岸 | 混成式 | | 546.0 | 5,651.1 | 4,914.0 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 沖洲外地区 | 県 | K-1-2 | 外周護岸 (B) | K廃棄物処理施設 | 護岸 | 混成式 | | 357.4 | 1,429.6 | 2,680.5 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 沖洲外地区 | 県 | K-1-3 | 外周護岸 (C) | K廃棄物処理施設 | 護岸 | 混成式 | | 169.3 | 2,285.6 | 1,269.8 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 沖洲外地区 | 県 | K-1-4 | 外周護岸 (E) | K廃棄物処理施設 | 護岸 | 混成式 | | 408.0 | 1,264.8 | 1,632.0 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 沖洲外地区 | 県 | K-1-5 | 外周護岸 (D) | K廃棄物処理施設 | 護岸 | 混成式 | | 490.0 | 3,430.0 | 2,940.0 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 沖洲外地区 | 県 | K-1-6 | 外周護岸 (F) | K廃棄物処理施設 | 護岸 | 混成式 | | 209.0 | 647.9 | 836.0 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | B-3-18 | 与茂田東防潮堤 | B外郭 | 防潮堤 | 直立式 | | 43.0 | 86.0 | ---- | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | B-3-21 | 与茂田中防潮堤 | B外郭 | 防潮堤 | 直立式 | | 277.0 | 554.0 | ---- | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | B-5-21 (B-5-38) | 与茂田内物揚場護岸 | B外郭 | 護岸 | 直立式 | | 14.0 | 14.0 | 49.0 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | B-5-22 (B-5-39) | 与茂田船揚場護岸 | B外郭 | 護岸 | 直立式 | | 48.0 | 48.0 | 168.0 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | B-5-23 (B-5-41) | 与茂田東護岸 | B外郭 | 護岸 | 直立式 | | 25.5 | 25.5 | 89.3 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | A-1-2 | 与茂田航路 | A水域 | 航路 | ---- | | 850.0 | | ---- | ---- | ---- | 他の施設時に調査 |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | A-8-1 | 与茂田船だまり | A水域 | 船だまり | ---- | | | | ---- | ---- | ---- | 他の施設時に調査 |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | H-2-1 | 与茂田東野積場 | H保管施設 | 野積場 | ---- | | | 2,224.4 | ---- | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | H-2-2 | 与茂田西野積場 | H保管施設 | 野積場 | ---- | | | 4,103.5 | ---- | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | H-1-9 | 与茂田倉庫 | H保管施設 | 倉庫 | ---- | 調査 | | 1,560.0 | ---- | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | D-1-32 | 与茂田埠頭線 | D臨港交通 | 道路 | ---- | | 433.0 | 3,582.0 | ---- | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | D-1-53 | 与茂田埠頭W1号線 | D臨港交通 | 道路 | ---- | | 45.2 | 362.9 | ---- | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | D-1-54 | 与茂田埠頭W2号線 | D臨港交通 | 道路 | ---- | | 26.8 | 101.0 | ---- | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | D-4 | 与茂田駐車場 | D臨港交通 | 駐車場 | ---- | 調査 | | | ---- | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | C-6-22 | 与茂田物揚場 (F) | C係留 | 物揚場 | | | 48.8 | 170.8 | 122.0 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | F-4-2 | 与茂田荷さばき地 (B) | F荷さばき | 荷さばき地 | | | | 1,045.0 | | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 沖洲外地区 | 県 | B-4-1 | 沖洲導流堤 (A) | B外郭 | 導流堤 | 混成式 | | 276.0 | 552.0 | 1,821.6 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 沖洲外地区 | 県 | B-4-2 | 沖洲導流堤 (B) | B外郭 | 導流堤 | 混成式 | | 206.0 | 412.0 | 1,359.6 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 沖洲外地区 | 県 | B-4-3 | 沖洲導流堤 (C) | B外郭 | 導流堤 | 混成式 | | 409.0 | 818.0 | 2,699.4 | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 津田地区 | 県 | B-5-40 | 津田南護岸 | B外郭 | 護岸 | 傾斜式 | | 820.0 | 7,872.0 | | ---- | ---- | |
| 徳島小松島港 | 与茂田地区 | 県 | B-12-128 | 徳島港-128 | B外郭 | 陸閘 | 引戸式 | | | ---- | ---- | ---- | ---- | 図面作成 |
| 小計 | | | 29 | | | 1 | | 2 | | 38,568.1 | 20,815.0 | | 139.8 | |